

○福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

令和5年5月9日  
選管告示第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(有償契約締結の届出)

第2条 条例第2条又は第6条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条又は第7条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、次の各号に掲げる公費負担の区分に応じ、当該各号に定める届出書により届け出なければならない。この場合において、届出書には、当該契約に関する書面の写しを添付しなければならない。

(1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担選挙運動用自動車使用契約届出書(別記第1号様式)

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担選挙運動用ポスター作成契約届出書(別記第2号様式)

(確認の申請)

第3条 条例第4条第2号イ及び第8条に規定する確認の申請は、次の各号に掲げる確認申請の区分に応じ、当該各号に定める申請書によるものとする。

(1) 燃料供給契約 選挙運動用自動車燃料代確認申請書(別記第3号様式)

(2) 選挙運動用ポスターの作成枚数 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(別記第4号様式)

2 福島町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を確認し、次の各号に掲げる確認申請の区分に応じ、当該各号に定める確認書を当該候補者に交付しなければならない。

(1) 燃料供給契約 選挙運動用自動車燃料代確認書(別記第5号様式)

(2) 選挙運動用ポスターの作成枚数 選挙運動用ポスター作成枚数確認書(別記第6号様式)

(契約業者への確認書の提出)

第4条 前条第2項に規定する確認書の交付を受けた候補者(以下単に「候補者」という。)は、直ちに、当該確認書を第2条の届出において、候補者と有償契約を締結した者(以下「契約業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者への証明書の発行)

第5条 候補者は、契約業者に対し、次の各号に掲げる契約業者の区分に応じ、当該各号に定める証明書を発行しなければならない。

(1) 条例第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者等

ア 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(別記第7号様式)

イ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(別記第8号様式)

ウ 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)(別記第9号様式)

(2) 条例第8条に規定するポスターの作成を業とする者 選挙運動用ポスター作成証明書(別記第10号様式)

(請求書の提出)

第6条 契約業者は、条例第4条又は第8条に規定する請求をしようとするときは、次の各号に掲げる契約業者の区分に応じ、当該各号に定める請求書を福島町長に提出しなければならない。

(1) 条例第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者等 請求書(選挙運動用自動車の使用)(別記第11号様式)

(2) 条例第8条に規定するポスターの作成を業とする者 請求書(選挙運動用ポスターの作成)(別記第12号様式)

2 前項に規定する請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第4条に規定する当該確認書

(2) 第5条に規定する当該証明書

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

(候補者⇒選挙管理委員会)

年 月 日

福島町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

選挙

候補者

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用契約を締結したので、福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年福島町条例第1号）第3条の規定により届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号又は車両番号	借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年 月 日			年 月 日 ～ 年 月 日	円	
燃料の購入 (ガソリン・軽油)	年 月 日			燃料供給量 リットル		
運転手の雇用	年 月 日			年 月 日 ～ 年 月 日	円	
	年 月 日			年 月 日 ～ 年 月 日	円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料の購入」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料の購入」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 2の「備考」欄には、契約金額の内容（契約単価、日数）を記載してください。

別記第2号様式(第2条関係)

(候補者⇒選挙管理委員会)  
年 月 日

福島町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙  
候補者

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので、福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年福島町条例第1号）第7条の規定により届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約数 枚	作成契約額 金	1枚当たり 単価	
年 月 日		枚	円	円	
年 月 日		枚	円	円	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

福島町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙  
候補者

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年福島町条例第1号）第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約年月日	年 月 日
契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
燃料の種類	ガソリン ・ 軽油
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	
確認申請金額	円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額(A)	円	円
今回の購入金額(B)	円	円
燃料代 計 (A) + (B)	円	円
備 考		

備考

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、選挙運動用自動車使用契約届出書（別記第1号様式）に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累計金額(A)」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

別記第4号様式(第3条関係)

(候補者⇒選挙管理委員会)  
年 月 日

福島町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙  
候補者

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年福島町条例第1号）第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約年月日	年 月 日
契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
確認申請枚数	枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	枚	枚
今回の枚数(B)	枚	枚
枚数計 (A)+(B)	枚	枚
備考	枚	枚

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスターの作成業者ごとに別々に提出してください。
- 3 「前回までの累計枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認番号第	号
-------	---

選挙運動用自動車燃料代確認書

福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年福島町条例第1号）第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車の燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

(文書番号)

年 月 日

福島町選挙管理委員会委員長

記

選挙の種類	年 月 日執行 選挙
候補者の氏名	
燃料の種類	ガソリン ・ 軽油
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	
確認金額	円

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載されている選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払を請求する場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（別記第8号様式）とともにこの確認書を請求書（選挙運動用自動車の使用）（別記第11号様式）に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、福島町に支払を請求することができません。

確認番号第	号
-------	---

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 3 年福島町条例第 1 号）第 8 条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

(文書番号)

年 月 日

福島町選挙管理委員会委員長

記

選挙の種類	年 月 日執行	選挙
候補者の氏名		
確認枚数	枚	

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載されている確認枚数に係る選挙運動用ポスターの作成費用に限られています。
- 2 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払を請求する場合には、選挙運動用ポスター作成証明書（別記第10号様式）とともにこの確認書を請求書（選挙運動用ポスターの作成）（別記第12号様式）に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、福島町に支払を請求することができません。



(候補者⇒契約業者等⇒選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

年 月 日  
 年 月 日執行 選挙  
 候補者 印

記

運送等契約区分 (該当する番号に○印をしてください)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2	上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
自動車登録番号又は車両番号	運送等	年 月 日	運送等金額	備考
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	
合計			円	

備考

- この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が福島町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書(選挙運動用自動車の使用)(別記第11号様式)に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、福島町に支払を請求することはできません。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、福島町に支払を請求することができません。

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり選挙運動用自動車の燃料の供給を受けたことを証明します。

年 月 日  
 年 月 日執行 選挙  
 候補者 印

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
合計		リットル	円	
契約単価 (税込)			円	

備考

- この証明書は、選挙運動用自動車の燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添付のうえ、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車契約届出書（別記第1号様式）に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄には、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 「合計」欄には「燃料供給量」及び「燃料供給金額」の合計、「契約単価（税込）」欄には選挙運動用自動車契約届出書（別記第1号様式）の2の備考欄に記載された契約単価をそれぞれ記載してください。
- 燃料供給業者が福島町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書（選挙運動用自動車の使用）（別記第11号様式）に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、福島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書（別記第5号様式）に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

(候補者⇒運転手⇒選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり選挙運動用自動車の運転手を雇用したことを証明します。

年 月 日  
年 月 日執行 選挙  
候補者 印

記

運転手の住所及び氏名			
雇用年月日	報酬の額	備考	
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		
合計	円		

備考

- 1 この証明書は、選挙運動用自動車の運転手の雇用実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が福島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書(選挙運動用自動車の使用)(別記第11号様式)に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、福島町に支払を請求することができません。
- 4 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 5 候補者が指定した運転手以外の運転手は、福島町に支払を請求することができません。

(候補者⇒契約業者⇒選挙管理委員会)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したことを証明します。

年 月 日  
年 月 日執行 選挙  
候補者 印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、選挙運動用ポスターの作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が福島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書（選挙運動用ポスターの作成）（別記第12号様式）に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、福島町に支払を請求することはできません。
- 4 「作成金額」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。

別記第11号様式(第6条関係)

(契約業者→選挙管理委員会)

請求書(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

福島町長

様

住所

氏名又は名称

印

(法人にあってはその代表者の氏名)

福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号)第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先 金融機関名 本店・支店  
フリガナ  
口座名  
口座番号(総合・当座・普通 )

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(別記第7号様式から別記第9号様式まで)(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書(別記様式第5号様式)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、選挙運動用自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第14条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、福島町に支払を請求することはできません。

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運 送 金 額 (A)	基 準 限 度 額 (B)	請 求 金 額 (C)	備 考
年 月 日	円×1台 =	円×1台 =	円	
年 月 日	円×1台 =	円×1台 =	円	
年 月 日	円×1台 =	円×1台 =	円	
年 月 日	円×1台 =	円×1台 =	円	
年 月 日	円×1台 =	円×1台 =	円	
年 月 日	円×1台 =	円×1台 =	円	
年 月 日	円×1台 =	円×1台 =	円	
合計			円	

備考

- 1 「運送金額 (A)」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。
- 2 「請求金額 (C)」欄には、運送金額 (A) 又は基準限度額 (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入

使用年月日	借入金額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備考
年 月 日	= 円×1台 円	= 円×1台 円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	= 円×1台 円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	= 円×1台 円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	= 円×1台 円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	= 円×1台 円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	= 円×1台 円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	= 円×1台 円	円	
合計			円	

備考

- 1 「借入金額 (A)」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。
- 2 「請求金額 (C)」欄には、借入金額 (A) 又は基準限度額 (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約により自動車を使用した場合）

(2) 燃料代

販売年月日	自動車登録番号又は 車 両 番 号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
年 月 日		= 円× <small>リットル</small> 円			
年 月 日		= 円× <small>リットル</small> 円			
年 月 日		= 円× <small>リットル</small> 円			
年 月 日		= 円× <small>リットル</small> 円			
年 月 日		= 円× <small>リットル</small> 円			
年 月 日		= 円× <small>リットル</small> 円			
年 月 日		= 円× <small>リットル</small> 円			
年 月 日		= 円× <small>リットル</small> 円			
合計		円	円	円	

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、福島町選挙管理委員会が交付した選挙運動用自動車燃料代確認書（別記第5号様式）に記載されている選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車使用契約届出書（別記様式第1号）に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「自動車登録番号又は車両番号」及び「販売金額 (A)」欄には、燃料を販売した日ごとに記載してください。
- 4 「基準限度額 (B)」欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書（別記第5号様式）に記載された確認金額を記載してください。
- 5 「請求金額 (C)」欄には、販売金額 (A) の合計欄又は基準限度額 (B) の合計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。



請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約により自動車を使用した場合）

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計				

備考

- 1 「請求金額 (C)」欄には、報酬 (A) 又は基準限度額 (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書(選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日

福島町長 様

住所  
氏名又は名称 印  
(法人にあってはその代表者の氏名)

福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号)第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先 金融機関名 \_\_\_\_\_ 本店・支店  
フリガナ  
口座名  
口座番号 (総合・当座・普通 )

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、福島町選挙管理委員会が交付した選挙運動用ポスター作成枚数確認書(別記第6号様式)に記載されている確認枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書(別記第6号様式)及び選挙運動用ポスター作成証明書(別記第10号様式)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、福島町に支払を請求することはできません。
- 4 この請求書には、作成したポスターの見本1枚を添付してください。

請求内訳書

当該選挙 における ポスター 掲示場数	印刷金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書（別記第10号様式）に記載されている掲示場数を記載してください。
- 2 「印刷金額」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。
- 3 E欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書（別記第6号様式）に記載されている確認枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別記第 1 号様式(第2条関係)

別記第 2 号様式(第2条関係)

別記第 3 号様式(第3条関係)

別記第 4 号様式(第3条関係)

別記第 5 号様式(第3条関係)

別記第 6 号様式(第3条関係)

別記第 7 号様式(第5条関係)

別記第 8 号様式(第5条関係)

別記第 9 号様式(第5条関係)

別記第10号様式(第5条関係)

別記第11号様式(第6条関係)

別記第12号様式(第6条関係)